

京丹後市こども未来まちづくり審議会条例(平成21年京丹後市条例第16号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市こども未来まちづくり審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u> 者をいう。 (所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。</p> <p>(1) <u>次世代育成支援対策行動計画</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。</u></p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援事業計画に関すること。</u></p> <p>(5) 少子化対策の推進に関すること</p> <p>(6) <u>その他子ども・子育て支援及び子どもの育成の推進に関すること。</u></p> <p>第4条～第10条 (略)</p>	<p>京丹後市こども未来まちづくり審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成21年3月30日 条例第16号</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定する者</u>をいう。 (所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。</p> <p>(1) <u>こども基本法第2条第2項に規定するこども施策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(3) 少子化対策の推進に関すること</p> <p>(4) <u>その他子ども・子育て支援及び子どもの育成の推進に関すること。</u></p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>

【参考】 こども基本法 抜粋
(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備